

○国土交通省告示第六百八十六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十四年六月八日

国土交通大臣 羽田 雄一郎

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一般国道30号改築工事（当新田拡幅・岡山県岡山市南区当新田字三ノ坪地内から同区当新田字三ノ砂田東地内まで）

第3 起業地

- 1 収用の部分 岡山県岡山市南区当新田字三ノ坪、字四ノ引タレ南及び字三ノ砂田東地内
- 2 使用の部分 岡山県岡山市南区当新田字三ノ坪、字四ノ引タレ南及び字三ノ砂田東地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、岡山県岡山市南区泉田字下川田地内から同区当新田字三番前地内までの延長660mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道30号改築工事（当新田拡幅）」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第1項の指定区間に該当することなどから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第 20 条第 3 号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一般国道 30 号（以下「本路線」という。）は、岡山市を起点とし、玉野市等を経て高松市に至る延長約 97km の主要幹線道路である。

このうち、本件区間に係る本路線（以下「現道」という。）は、岡山市の中心市街地と郊外の住宅地を結ぶ地域住民の生活道路であるが、本件区間に 6 箇所ある交差点のうち 3 箇所で右折車線が設置されておらず、また、バス停留所が 2 箇所あるが、バス停車帯が整備されていないことから、本線に車両が滞留し、朝夕の通勤時間帯を中心に交通混雑が発生するなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮していない状況にある。

平成 22 年度道路交通センサスによると、現道の自動車交通量は、岡山市南区当新田地内で 46,151 台／日であり、混雑度は 1.66 となっているほか、平成 21 年 7 月に起業者が実施した渋滞調査によると、笹ヶ瀬橋交差点を先頭に岡山市方面へ向かう最大渋滞長 1,450m が確認されている。

本件事業の完成により、現道にあるすべての交差点において右折車線が設置され、直進車両と右折車両の交通が分離されるとともに、バス停車帯等が整備されることから、現道における交通混雑の緩和が図られるなど、安全かつ円滑な自動車交通等の確保に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成 23 年 10 月に環境影響評価法等に準じて、任意で大気質、騒音等について環境影響調査を実施しており、その結果によると、いずれの項目においても環境基準等を満足するとされている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

上記の環境影響調査等によると、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号）等により起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物及び文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、現道における交通混雑の緩和を主な目的とし、道路構造令（昭和 45 年政令第 320 号）による第 4 種第 1 級の規格に基づき、右折車線及びバス停車帯等

の設置を行う事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、昭和 50 年 9 月 23 日に都市計画決定された都市計画と、バス停車帯を除き、基本的内容について整合しているものである。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第 20 条第 3 号の要件を充足すると判断される。

4 法第 20 条第 4 号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は一部の交差点で右折車線が設置されていないほか、バス停車帯が整備されておらず、朝夕の通勤時間帯を中心に交通混雑が発生していることから、できるだけ早期に交通混雑の緩和を図る必要があると認められる。

また、岡山市長等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第 20 条第 4 号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第 20 条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第 5 法第 26 条の 2 第 2 項の規定による図面の縦覧場所 岡山県岡山市南区役所